

## 飯山市、野沢温泉村に災害救助法を適用しました

1月から長野県北部を中心として降った大雪により、県北部地域では除雪による死傷事故などの被害が発生しています。今後、更なる被害の拡大も想定されることから、長野県では、地域にお住いの皆さまの人命を守り、生活の安定の確保に万全を期すため、平成24年2月1日から県北部3町村に災害救助法を適用したところですが、新たに飯山市、野沢温泉村にも適用しました。

### 1 適用市町村

飯山市、野沢温泉村

### 2 適用時期

平成24年(2012年)2月1日(水)

### 3 適用の効果

高齢者、障害者の方で自力では除雪などが行えない方に対し市村が実施する雪下ろしなどの障害物除去に要する救助費用を県と国が負担します。

### 4 その他

2月1日から適用している町村  
小谷村、信濃町、栄村